

公立はこだて未来大学における研究費の不正防止計画

防止計画推進室

公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における研究費の適正な使用を徹底し、不正の発生を防止するため、公立はこだて未来大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第40号。以下「規程」という。）第6条第3項第1号の規定に基づき、「公立はこだて未来大学における研究費の不正防止計画」を策定し、これを推進する。

1 ルールの明確化・統一化

- (1) 研究費の執行に係る事務処理手続きルールについて、教職員等に分かりやすい形でマニュアルを作成し、本学関係規程等とともに周知徹底を図る。
- (2) 研究および研究費の執行の実態がルールと乖離していないか常に留意し、その見直しに努める。

2 事実確認の徹底

(1) 物品検収の徹底

本学に納入される物品の納品検収は、事務職員が納品時に実施するものとする。なお、教員が自ら調達した物品が納入業者から直接教員へ納品される場合については、納品後速やかに事務職員の検収を受けるものとする。

(2) 旅行の事実確認

出張における旅行の事実を確認するため、領収書および航空機の半券等の提出を徹底するとともに、旅行報告書の記載については、打ち合わせ等の相手方や用務内容等が明確にわかるように記載する。

(3) 謝金の事実確認

学生等の非正規雇用者に対する謝金の支払いに際しては、学生等従事者本人が記入した出勤表の担当教員による確認を徹底する。

3 内部監査体制の充実

研究費執行の適正な事務処理を行うため、防止計画推進室の管理の下で事務職員による内部監査を定期的を実施する。また、防止計画推進室において必要と判断する場合には、随時内部監査を実施することができるものとする。

4 実施時期

平成20年11月1日